

開発許可制度研修会ご案内

改正都市計画法による新しい開発許可制度が、平成19年11月に施行されましたが、その後の基準の改正や今年の7月に制定された「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」等を加え、その内容を正確に習得していただくため、実務に携わる方々を対象に、下記のとおり研修会を開催いたしますので、多数ご参加くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成24年3月23日(金) 午前10時～午後5時(予定)
- 2 場 所 名古屋市中区新栄町1丁目1 明治安田生命ビル16Fホール
(中日ビル北側)
- 3 研修内容 ① 開発許可制度の概要について
② 開発行為について
③ 開発許可基準について
④ 市街化調整区域の許可基準について
- 4 講 師 愛知県建設部建築担当局建築指導課 担当者
- 5 定 員 300名
- 6 申込期間 2月1日から、定員になりしだい締め切ります。
- 7 受講料 12,000円 (テキスト代を含む)
- 8 申込方法 下記申込書に必要事項を記入の上、FAXでお申込ください。
- 9 送金方法 銀行振込又は直接持参(当日の現金払いはご遠慮ください。)。
一旦納入された受講料は返却いたしませんので、都合が悪くなった方は
代わりの方が出席して下さい。
- 10 受講票 受講料を納入された申込者には、「受講票」をFAXで送りますので、
受講の際には必ず持参し、受付にて提出してください。
- 11 テキスト 「都市計画法開発許可の実務の手引」改訂第19版
愛知県建設部建築担当局建築指導課監修(平成24年3月発刊予定)
- 12 主催者 及 財団法人 東海建築文化センター
申 込 先 〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目3-26 (昭和ビル 2F)
TEL 052(262)0838 FAX 052(262)0839
- 13 CPD単位 6単位(予定)

後援団体

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (公社)愛知建築士会 | (社)東海住宅地経営協会 |
| (社)愛知県建築士事務所協会 | (社)不動産協会 中部支部 |
| (社)日本建築家協会 東海支部 | (社)日本住宅建設産業協会 東海支部 |
| (社)愛知県建設業協会 | (社)日本ツーハイフォー建築協会 東海支部 |
| (社)愛知県宅地建物取引業協会 | (社)全日本不動産協会 愛知県本部 |
| (社)中部不動産協会 | (社)愛知県不動産鑑定士協会 |
| (社)日本木造住宅産業協会中部支 | (財)愛知県建築住宅センター |
| 愛知県建築技術研究会 | |

FAX:052-262-0839 (財)東海建築文化センター宛

開 発 許 可 制 度 研 修 会 申 込 書

① 太線枠内に記入しFAXして下さい。申込後一週間以内に受講料の振込をお願いいたします。

* 定員を超えた場合はお断りのFAXをします。

② 振込確認後 受講番号をFAXで通知します。(受講票とします。)

後援団体所属を○で囲ってください

(公社)愛知建築士会	(社)東海住宅地経営協会
(社)愛知県建築士事務所協会	(社)不動産協会 中部支部
(社)日本建築家協会 東海支部	(社)日本住宅建設産業協会 東海支部
(社)愛知県建設業協会	(社)日本ツーハイフォー建築協会 東海支部
(社)愛知県宅地建物取引業協会	(社)全日本不動産協会 愛知県本部
(社)中部不動産協会	(社)愛知県不動産鑑定士協会
(社)日本木造住宅産業協会中部支	(財)愛知県建築住宅センター
愛知県建築技術研究会	

		平成	年	月	日
氏 名(フリガナ)		勤 務 先			
CPD取得番号		No.			
所 在 地					
〒					
連絡先	FAX				
	TEL				
テキスト (○印)	必 要		不 要		

振込先 三菱東京UFJ銀行 栄町支店 (普)0720583 (財)東海建築文化センター

- ・振込手数料は受講者負担となります。
- ・一旦納入された受講料は返却いたしませんので、都合が悪くなった方は代替りの方が出席して下さい。

当日はこの通知書(受講票とします)を持参し受付に提出して下さい

兼 通 知 書 (受 講 票)

受講番号 NO _____

番号と受付印がないと無効です